



① 坂町犯罪被害者等支援条例の制定

坂町では、犯罪被害者等に必要な支援を行い、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組むため、坂町犯罪被害者等支援条例を制定しました。（施行日：令和7年6月9日）

本条例には、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町・町民および事業者等の責務とともに、基本的な施策などを明記しています。犯罪被害者等に寄り添い、必要な施策を総合的に進めていきます。

基本的な施策

① 相談および情報の提供 ② 経済的負担の軽減（見舞金の支給）

③ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

④ 安全の確保 ⑤ 居住の安定 等

詳しくは坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場民生課 ☎820-1505



① 中学校卒業程度認定試験

病気などやむを得ない事由により、義務教育諸学校の就学義務を猶予または免除された方を対象にした認定試験です。

案内配布 8月29日（金）まで 案内配布場所 役場生涯学習課

問合せ 文部科学省総合教育政策局 ☎03-5253-4111

坂町介護保険だより

こんなときは 配食サービスがあります

「買い物に行けん…」「毎日同じもん食べよる…」「栄養が足らん…」など、食事や栄養管理で困っていませんか？そんな方には、『坂町介護予防配食サービス』があります。

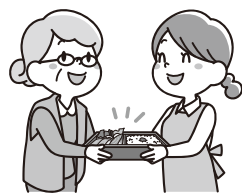
『坂町介護予防配食サービス』とは

- ・調理が困難な高齢者や特別食が必要な方などを対象に行う事業です。
- ・利用要件を満たした方を対象に利用費負担を軽減します。
- ・1日1食（昼食または夕食）が対象になります。

【利用できる方の要件】

市町村税非課税世帯かつ次の要件のいずれかにあてはまること。

- ① 65歳以上の単身または高齢者のみの世帯
- ② 心身または身体に障害のある方など



今年度から、「マイコック」に加え「ライフデリ安芸店」もご利用いただけるようになりました。

今年の夏も暑くなりそうです。しっかり栄養をとって、元気で過ごしましょう！

食事や栄養管理に不安のある方は、お気軽にご相談ください。

相談先 ・要介護認定を受けている方は担当ケアマネジャー

・受けていない方は坂町地域包括支援センター

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504 坂町地域包括支援センター ☎885-3701



① 家族♡介護者教室 みんなで学ぼう介護のこと～やさしい介護技術～

と き 7月22日（火）14時～15時30分

ところ 町民センター 1階 視聴覚教室

対 象 介護に関心のある方ならどなたでも

教室3つのねらい

- 1 知識を深める
- 2 介護の知り合いをつくる
- 3 ストレスの発散！

講師 河内 佑美

長年介護の現場で勤務し、現在は広島文教大学人間福祉学科で介護福祉士の養成をしています。今回は在宅で役立つ介護技術について講演します。

※参加は無料（当日参加可）です。

申込み 介護老人保健施設はまな荘 ☎820-1877 坂町地域包括支援センター ☎885-3701

募 警察官募集

～あなたの能力が安全安心につながる～

受付期間 7月1日（火）～8月26日（火）

第1次試験 9月21日（日）

受験資格 平成2年4月2日～
平成20年4月1日生まれの方

詳しくは最寄りの警察署、交番まで!!

募 入国警備官募集

～日本の安全・安心を守る～

受付期間 7月11日（金）～7月24日（木）

第1次試験 9月28日（日）

問 合 せ 広島出入国在留管理局
☎221-4411



詳しくはこちら

有毒植物の誤食による食中毒に注意！

有毒植物を食用の植物と誤って食べて食中毒になる事例が確認されています！

食用と確実に判断できない植物は、絶対に

採らない、食べない、売らない、人にあげないようにしましょう。



食用と間違えやすい観賞用植物の例

スイセン・スノーフレーク

スイセン



スノーフレーク
(スズランスイセン)



中毒症状

食後30分以内で、吐き気、嘔吐、頭痛など。
スイセンでは、悪心、下痢、発汗、昏睡、低体温などもあります。

間違えやすい植物

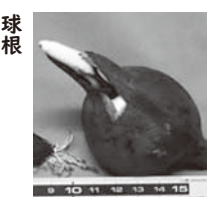
ニラ、ノビル、タマネギ など

イヌサフラン

葉



球根



中毒症状

嘔吐、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難。
重症の場合は死亡することもあります。

間違えやすい植物

《葉》ギョウジャニンニク・ギボウシ
《球根》ジャガイモ・タマネギ など